

動詞の機能に基づく法律文の制限言語モデル

長野馨 永井秀利 中村貞吾 野村浩郷

九州工業大学 情報工学部
福岡県飯塚市大字川津680-4

あらまし

法律文における言語的制約を利用して、法律文の制限言語モデルを構築する。この制限言語モデルは法律文の論理構造を内包している。本稿では、法律文を分析することによって法律文特有の格関係を明らかにし、この格関係と述語動詞の共起パターンを法律文の文パターンとして記述する。さらに、文パターンを制限言語モデルに組み込むことにより、動詞から格関係を決定することや省略された格を補完することが可能となる。

和文キーワード 制限言語モデル, 格関係, 述語動詞, 共起パターン, 文パターン, 法律文

A Restricted Linguistic Model Based on Verb Functions for Law Sentences

Kaoru NAGANO, Hidetoshi NAGAI, Teigo NAKAMURA and Hirosato NOMURA

Department of Artificial Intelligence
Kyushu Institute of Technology
Iizuka, 820, Japan
nagano@dumbo.ai.kyutech.ac.jp

Abstract

This paper presents a restricted linguistic model for law sentences. Law sentences have strong linguistic restriction. There are case relations peculiar to law sentences. We describe the relation between predicate verbs and cases as law sentence patterns. These patterns make them possible to select correct case relation by verb's function and to make up for abbreviated case. These patterns are incorporated into the restricted linguistic model. This model will be of use to the analysis of law sentences.

英文 key words restricted linguistic model, law sentence patterns, predicate verb, case relation, law sentences

1 はじめに

近年、機械翻訳や推敲支援システム等、様々な自然言語処理システムの開発が盛んになされている。しかしながら、一般的な自然言語を対象とした高度な自然言語処理システムの構築を行うには、まだ多くの問題が残されている。辞書の詳細化や文法規則の確立、文脈情報の利用等は残された問題の一端である。そこで、対象とする分野を限定することによってより実用性の高い自然言語処理システムを構築する方法が考えられる。ここでは、その対象として法律文を取り上げる。これは、法律文が一般的な自然言語と比較して、語彙および文法に関して、強い制約を持つことによる。法律文の自然言語処理システムは、法律エキスパートシステムや法律コンサルタントシステム、法律学におけるCAIシステム等への応用が期待されている。また、この法律文の自然言語処理システムを構築することによって、一般的な自然言語を対象とした自然言語処理システムを構築する際に必要な機能がより明らかになる。

これまでの研究においては、法律文の語彙分析を行なうことによって、法律文の論理構造を明らかにし、法律文の制限言語モデルの枠組を示してきた[1][2]。また、特に法律文の文末表現に着目して、法律文の制限言語モデルの詳細化を行なってきた[3]。

本研究においては、法律文における述語動詞について分析を行ない、法律文における特徴的な格関係について述べる。この述語動詞と格関係の共起パターンに基づく文パターンを用いて、法律文の制限言語モデルの詳細化を行なう。

第2章では、法律文の言語的特徴と従来の研究について概略的に述べる。第3章では、法律文に出現する述語動詞についての分析を行なう。第4章では、法律文における格関係が一般的な自然言語と比較して限られていることについて述べる。第5章では、述語動詞と格関係の共起パターンに基づいた文パターンを示す。第6章では、それらを用いて制限言語モデルの詳細化を行なう。

本研究では、分析対象として、「国際動産売買契約に関する国連条約（ウィーン統一売買法）[4]」を用いる。この条約は、全101条からなり、文は全部で318文ある。本稿では、特に断りのない限り、法律文とはこの条約を指すものとする。

2 法律文の特徴

この章では、2.1節で法律文の言語的特徴について述べ、2.2節で従来の研究の概略を述べる。

2.1 法律文の制限言語的特徴

法律文においては、法律の規定する内容を、明確かつ簡潔に表現することが必要である。一般的な自然言語と比較すると、曖昧性を排除するために法律文は強い言語的制約を持つ[5]。

例えば、一般的な自然言語においては、「とき」と「時」はあまり区別されずに用いられているが、法律文においては、この二つは明確に区別されている。「とき」が一般的な仮定的条件を表すのに用いられるのに対し、「時」は時間的な条件を表すのに用いられるのである。

例) 第29条第2項

書面による契約が、その内容の変更又は合意解除は書面によるべき旨を定めるときは、その他の方法により変更又は合意解除することはできない。

例) 第15条第1項

申込は、相手方に到達した時にその効力を生ずる。

また、並列句に関しても、その用い方に制約がある。法律文においては、「又は」と「若しくは」や、「及び」と「並びに」の間には、それぞれ明確な順序関係が存在するのである。このように、語彙的・文法的に強い制約を持つことが、法律文の言語的特徴である。

例) 第1条第2項

両当事者がそれぞれ異なる国に営業所を有している事実は、当該事実が、{[契約又は契約締結]時若しくはそれ以前}における{当事者間での取引関係若しくは当事者により開示されていた情報}からみて明らかでない場合には、無視するものとする。

2.2 従来の研究

従来の研究においては、法律文の語彙分析に基づいて、法律文の構文構造や論理構造が示された。さらに、文末表現に着目することにより、文末表現と法律文で規定されている対象の関係を明らかにした。この関係を論理構造に組み込んだものを基に、より機械処理に適した内部表現を制限言語モデルとして示した。これらの論理構造や制限言語モデルについて簡単に説明する。

まず、論理構造の構成要素となるのは、次の3つものである。

「法律効果」：法的な判断や見解の宣言

「法律要件」：「法律効果」部が有効となるための制限や条件の記述

「法律準用」：照應する規定単位の「法律効果」への法律準用にかかる「法律要件」を付加する機能

次の例文で具体的に示す。

例) 第12条

売買契約、合意によるその変更若しくは解除又は申込、承諾その他の意思の表示が書面以外の方法で行なわれ得ることを認める第11条、第29条、及びこの条約第2部のいかなる規定も、いずれかの当事者がこの条約第96条の規定に基づく宣言を行なった締約国に営業所を有する場合には適用しない。この法律文における各構成要素は、次のようになる。

「法律効果」：売買契約、合意によるその変更若しくは解除又は申込、承諾その他の意思の表示が書面以外の方法で行なわれ得ることを認める第11条、第29条、及びこの条約第2部のいかなる規定も、適用しない。

「法律要件」：いずれかの当事者がこの条約第96条の規定に基づく宣言を行なった締約国に営業所を有する場合には

「法律準用」：第11条、第29条、及びこの条約第2部のいかなる規定も

これらの構成要素を用いて法律文の論理構造を表すと、次のようになる。

(1) 法律効果

(2) 法律要件 1 ⇒ 法律効果

(3) 法律要件 2 / <法律準用 補足>

(4) 法律要件 3 \ <法律準用 例外>

(1) は法律効果のみから成る文である。(2) は、法律要件1が成り立つときに法律効果が有効となる文である。

(3) と(4) については次の通りである。「法律準用」において照応される法律文が(2)のような論理構造を持ち、照応する側の法律文が(3)や(4)のような論理構造を持つとする。これは次のような論理構造を意味する。

(3') 法律要件1 ∧ 法律要件2 ⇒ 法律効果

(4') 法律要件1 ∧ ¬ 法律要件3 ⇒ 法律効果

つまり、(3') は法律要件1と法律要件2が同時に成り立つときに法律効果が有効となるものであり、(4') は法律要件1が成り立ち、同時に法律要件3が成り立たないときに法律効果が有効となるものである。

次に文の主題について述べる。まず、法律文の規律する対象を次のような4つの種類に分類した。

1) 契約規定対象：契約に関する抽象的な法律概念

例：行為、営業所、申込、承諾、義務

2) 行為者：契約に直接関係する動作主

例：当事者、売主、買主、国

3) 規定単位：法律文自身や条項

例：当条約、規定、宣言

4) 裁断者：法的判断を行なう立場に立つもの

例：裁判所、仲裁機関

この法律文の規律する対象によって、法律文を次の4つのタイプに分類した。

タイプ1：契約規定対象の機能やその扱いの記述
規律対象—契約規定対象

タイプ2：行為者の権利や義務についての規律
規律対象—行為者

タイプ3：他の法律や他の条項との関係の記述
規律対象—規定単位

タイプ4：契約における法的判断についての規律
規律対象—裁断者

文末表現に着目して法律文を分析した結果、文末表現によって、ある程度文の主題を限定できることが明らかになった。ここで「文の主題」と呼んでいるのは、法律文で規律されている対象のことである。付録Aの表1にその対応を示す。

これらの結果を基にして、付録Bの制限言語モデルを提案した。

しかしながら、この制限言語モデルはまだ完全なものではない。従って、文末表現の直前の動詞を利用したり、並列構造や名詞句修飾構造を扱えるようにすることで、より完全なものにする必要がある。

3 述語動詞の調査

対象とする法律文は全101条318文で構成されている。このうち、262文が条項文であり、56文は「号」と呼ばれる条件文である。今回は条項文である262文を対象として、述語動詞の調査を行った。調査対象を条項文のみにしたのは、条件文はその大部分が名詞句から成っており、今回モデル化しようとする論理構造をほとんど含んでいないためである。

また、ここでは、第2章で示した文末表現「ものとする」、「ことができる」、「なければならない」については、助動詞相当語句として扱った。従って、これらの文末表現が用いられている文章については、これらを助動詞として処理し、その直前に出現する動詞を述語動詞とし、複文や重文に関しては文末に出現する動詞を述語動詞とした。また、「請求する」と「請求をする」のような同じ意味内容を異なった表現で表しているものについては、「請求をする」を「請求する」とサ変動詞化して分類を行なった。

今回、条項文262文を調査した結果、述語動詞の異なり語数は98であり、このうち59(60%)がサ変

動詞であった。出現個数の割合でみると、述語動詞 262 個のうち、141 個（54%）がサ変動詞であった。また、受身形で出現したものが 20 個、使役形で出現したものが、2 個であった。なお、95 種の動詞のうち、53 種（54%）は出現頻度が 1 であった。出現頻度が 4 以上のものを表 2 にまとめて示す。

表 2　述語動詞の出現頻度

頻度	述語動詞
16	失う
13	生ずる
12	適用する
11	する
8	限る, 有する, ある, 解除する
7	負う, 限りでない
6	移転する
5	推定する, 支払う, 求める, 与える, なる, 宣言する
4	請求する, 引渡す, 廃棄する, 考慮される, 取る

表 2 に示した動詞は出現個数としては 161 個で、全体の 6.1% となっている。また、出現頻度が 2 以上の動詞についてみた場合、表 2 に示したものとの異なり語数は、出現頻度が 2 以上の動詞の 4.9% となっている。

4 法律文における格関係

一般的な自然言語の文章においては、格関係の決定も重要な課題の一つである。日本語の格解析においては、実際に 30 以上の格関係がある。これらの格関係を決定するのは、容易ではない。格標識として格助詞があるが、格助詞以外にも動詞の派生語などを格助詞相当語句として扱う必要がある [6]。

法律文における格関係の特徴としては、出現する格関係が限定されていることがあげられる。限定された格関係により、格関係の決定が比較的容易になるだけでなく、省略された格要素を補うこともできると考えられる。法律文の分析の結果得られた法律文における全ての格関係を表 3 に示す。また、格関係を決定するための格標識として、代表的なものをあげた。格標識になっているのは、助詞や助詞相当語句である。

5 動詞の機能と格関係

ここでは、法律文における述語動詞と格関係の共起パターンを法律文の文パターンとして示し、その利用について述べる。

5.1 法律文の文パターン

法律文においては格関係が一般的な自然言語の文よりも

表 3　法律文における格標識

格関係	格標識
主格 SUB	文の主語となるもの 「は」「が」「といえども」「も」
対象格 OBJ	文の目的語となるもの 「を」「に」「をも」
受け手格 REC	文の目的語の受け手となるもの 「に」「に対して」「には」
条件格 CON	法律の成立条件となるもの 「場合には」「ときに」「限り」「を条件として」
時格 TIM	時間的制限を表すもの 「時に」「日に」「までに」「から」
場所格 LOC	場所的制限を表すもの 「で」「に」
範囲格 ABO	法律の対象とする範囲を表すもの 「につき」「について」
原因格 RES	原因や理由を表すもの 「により」「によって」
方法格 WAY	方法や手段を表すもの 「に従って」「によって」
相手格 PAR	文の主語の相手となるもの 「と」

限定されることは第 4 章に示した。同様に、述語動詞と格関係の共起パターンも一般的な自然言語より限定され、法律文特有の共起パターンを持つ。

まず、述語動詞に着目することによって必須格と任意格が共起パターンとして決定できる。さらに、述語動詞によって格要素のタイプまで決定することができる。いくつかの述語動詞については、格要素を一意に決定することができる。

ここでは、第 3 章の表 2 に示した出現頻度が 4 以上の述語動詞について、格関係の共起パターンを示す。なお、文末表現「ものとする」、「ことができる」、「なければならない」を必ず伴う述語動詞については、これらの助動詞相当語句も共起パターンに組み込んでいる。以下に示す共起パターンにおいては、格要素のタイプが決定できる場合には、それぞれ「行為者」、「契約規定対象」、「規定単位」、「裁断者」で示し、格要素が一意に決まる場合には、それを示した。任意格については、* を付けて表した。また、() の中の | は、選択を表している。述語動詞と格関係の共起パターンを法律文の文パターンとして付録 C に示す。

ここで、この法律文の文パターンにあげた述語動詞について、一般的な自然言語における格関係との比較を行なう。例えば、述語動詞「移転する」について、一般的な自然言語として考えると、次のような格関係が考えられる。

移転する := (SUB) + (OBJ) + (LOC)

例) 本社は営業部門を福岡支社に移転した。

法律文における述語動詞「移転する」の格関係は、次のようになっている。

移転する : = (SUB : 危険) + (OBJ : 買主)
+ (CON) + (TIM)

例) 第67条第1項

売買契約が物品の運送を予定する場合において、売主が特定の場所で物品を交付することを要しないときは、売買契約に従って買主への送付のため物品が第一の運送人に交付された時に、危険は買主に移転する。

このように、法律文においては述語動詞「移転する」の主格と対象格が一意に決定できる。また、条件格と時格が必須格となるような格関係は法律文に特有なものである。

5.2 文パターンの利用

ここでは、前節で示した文パターンを利用して、省略された格の補完や受身形の文の処理を行なうことについて考える。

まず、省略された格の補完についてみる。

例) 第52条第2項

[買主が、超過分の全部又は一部の引渡しを受領した場合には、] 契約価格の割合で、その対価を支払わなければならない。

この例の場合、法律要件部 ([] で示された部分) に「買主」が出現しているため、法律効果部(残りの文)において主格が省略されている。ここで、述語動詞「支払う」の文パターンを以下に示す。

支払う : (SUB : 買主) + (OBJ : 契約規定対象)
(CON | TIM | LOC | REC) *
+ 「なければならない」

この文パターンから、例においては主格が省略されていることがわかり、さらに、その主格を補完するときには、主格は「買主は」に一意に決定される。

このように、省略された格を補完するときに、法律文の文パターンを利用することができます。

次に、受身形の文の処理についてみてみる。

例) 第45条第2項

買主が損害賠償を請求する権利は、それ以外の救済を求める権利の行使によって失われるとはない。

述語動詞「失う」の文パターンは次の通りである。

失う : = (SUB : 行為者) + (OBJ : 権利)
+ (CON | TIM | RES)

この文パターンから、例文において主格として現れている「権利」は意味的には述語動詞「失う」の対象格であることがわかる。従って、この例文の意味内容は次の文と同じである。

買主が他の救済を求める権利を行使した場合でも、買主は、損害賠償を請求する権利を失うことはない。

このように、受身形の文を処理するときにも、法律文の文パターンを利用することによって、意味的な主格等の補完を行なうことができる。

6 法律文の制限言語モデル

ここでは、法律文の文パターンを法律文の制限言語モデルに組み込み、より詳細な制限言語モデルを提案する。従来の制限言語モデルに対して、述語動詞の文パターンを組み込んで整理したものを作成Dに示す。制限言語モデルを整理するにあたっては、文のタイプとの整合性も考慮した。

7 まとめ

本稿では、法律文における述語動詞と格関係の共起パターンを法律文の文パターンとして示し、これを組み込んだ法律文の制限言語モデルを提案した。また、この制限言語モデルが省略された格の補完や受身形の文の処理に利用できることを示した。

これまで法律文の言語的制約を利用して制限言語モデルを構築してきたが、法律文のもうひとつの言語的特徴として、構文構造の複雑さがある。並列句の多用や、長い名詞句修飾構造の使用によって、法律文の構文構造は非常に複雑なものとなっている。これらの構文構造をとらえることは、困難はあるが重要な問題である。このような複雑な並列構造や名詞句修飾構造を処理できるように言語モデルを拡張していくことが今後の課題である。また、法律文に関する概念辞書を作ることも、法律文の制限言語モデルを用いた法律文の自然言語処理システムの構築には必要なことである。

参考文献

- [1] 岩本、野村、法律文の自然言語処理について、情報処理学会、自然言語処理研究会、NL83-2、1991
- [2] 岩本、野村、法律文の構文構造について、情報処理学会、第43回全国大会

[3] 長野、岩本、永井、野村、文末表現から見た法律文の制限言語モデルについて、情報処理学会、自然言語処理研究会、NL89-10、1992

[4] 國際動産売買契約に関する国連条約（ウィーン統一売買法）

[5] 田島信威、新版法令用語の基礎知識、ぎょうせい、1991

[6] 野村浩郷、自然言語処理の基礎技術、電子情報通信学会、1988

A 文末表現による法律文の分類

表1 文末表現による法律文の分類

文の種類と 主題	文の機能	代表的な表現
タイプ1 契約規定対象	<効果の説明>	…する「ものとする」 「推定する」
タイプ2 行為者	<権利の叙述>	…する 「ことができる」
	<義務の叙述>	…し 「なければならない」
タイプ3 規定単位	<適用除外>	ただし、…する場合は 「この限りでない」 「適用しない」
	<適用規定>	ただし、…する 「場合に限る」 「適用する」 「規律する」
タイプ4 裁断者	<裁断の規定>	与える「必要はない」 与え「てはならない」

B 従来の制限言語モデル

[制限言語モデル]

法律文

:: = <法律文 文型1> | <法律文 文型2> |
<法律文 文型3> | <法律文 文型4>
<法律文 文型1>

:: = <法律効果 受動者格 行為者> |
<法律効果 受動者格 契約規定対象>
<法律文 文型2>

:: = <法律要件 受動者格 行為者> |
+ <法律効果 動作主格 行為者> |
<法律要件 動作主格 行為者>
+ <法律効果 受動者格 契約規定対象> |
<法律要件 受動者格 契約規定対象>
+ <法律効果 動作主格 行為者> |
:

<法律文 文型3>

:: = <法律要件 動作主格 行為者>
+ <法律効果 補足> |
<法律要件 動作主格 行為者>
+ <法律効果 例外> |
<法律要件 関与格 契約規定対象>
+ <法律効果 補足> |
:

<法律文 文型4>

:: = <法律要件 受動者格 行為者>
+ <法律効果 動作主格 裁断者> |
<法律要件 受動者格 裁断者>
+ <法律効果 動作主格 裁断者>
<法律要件 ...>

:: : = (時間関係の制限),
(状況関係の制限),
契約事象 + 要件化
<法律効果 受動者格 行為者>

:: : = 契約事象
+ 義務の叙述 | 権利の叙述
<法律効果 受動者格 契約規定対象>

:: : = 契約事象
+ 効果の説明
<法律効果 動作主格 裁断者>

:: : = 契約事象

+ 裁断の規定

<法律効果 補足> :: = 照應される条項 + 「は」
+ 適用規定

<法律効果 例外> :: = 照應される条項 + 「は」
+ 適用除外

C 法律文の文パターン

[法律文の文パターン]

失う :: = (SUB : 行為者) + (OBJ : 権利)
+ (CON | TIM | RES)

生ずる :: = (SUB : 契約規定対象) + (OBJ : 効力)
+ (CON | TIM | RES) *

適用する :: = (SUB : 規定単位) + (ABO | CON)

限る :: = 「ただし」 + (CON)

有する :: = (SUB : 契約規定対象) + (OBJ : 効力)
+ (CON | TIM) *
:: = (SUB : 行為者) + (OBJ : 自由)
+ (CON) *

解除する :: = (SUB : 行為者) + (OBJ : 契約)
+ (CON) + 「ことができる」

負う :: = (SUB : 行為者) + (OBJ : 責任)
+ (CON | ABO)
:: = (SUB : 行為者) + (OBJ : 義務)

限りでない :: = 「ただし」 + (CON)

移転する := (SUB : 危険) + (REC : 買主)
 + (CON) + (TIM)
 支払う := (SUB : 買主) + (OBJ : 契約規定対象)
 + (CON | TIM | LOC | REC)
 + 「なければならない」
 求める := (SUB : 行為者) + (OBJ : 救済)
 + (CON | TIM) + 「ことができる」
 与える := (SUB : 裁断者) + (OBJ : 期間)
 + (REC : 行為者) + (CON)
 + 「てはならない」
 := (SUB : 行為者) + (OBJ : 通知)
 + (REC : 行為者)
 宣言する := (SUB : 国) + (OBJ : 旨)
 + (CON | TIM) + 「ことができる」
 引渡す := (SUB : 売主) + (OBJ : 物品)
 + (CON | TIM) *
 + 「なければならない」
 廃棄する := (SUB : 国) + (OBJ : 規定単位)
 + (CON | TIM) *
 考慮される := (SUB : 契約規定対象) + (TIM) *
 取る := (SUB : 行為者) + (OBJ : 措置)
 + (CON) * + 「なければならない」
 請求する := (SUB : 行為者) + (OBJ : 契約規定対象)
 + (CON | REC) + 「ことができる」

D 法律文の制限言語モデル

[制限言語モデル]

法律文

::= <法律文 タイプ1> | <法律文 タイプ2>
 | <法律文 タイプ3> | <法律文 タイプ4>
<法律文 タイプ1>
 ::= <法律効果 行為者> |
 <法律要件> + <法律効果 行為者> |
 <文パターン1.1> |
 <文パターン1.2>
<法律文 タイプ2>
 ::= <法律効果 契約規定対象> |
 <法律要件> + <法律効果 契約規定対象> |
 <文パターン2.1> |
 <文パターン2.2>
<法律文 タイプ3>
 ::= <法律要件> + <法律効果 規定単位> |
 <法律要件> + <法律準用 補足> |
 <法律要件> + <法律準用 例外> |
 <法律準用 補足> |
 <法律準用 例外> |
 <文パターン3.1> |
 <文パターン3.2> |
 <文パターン3.3> |
 <文パターン3.4> |
 <文パターン3.5>

<法律文 タイプ4>
 ::= <法律要件> + <法律効果 裁断者> |
 <文パターン4.1>
 ::= (SUB : 行為者) + (OBJ : 自由)
 + 有する |
 (SUB : 行為者) + (OBJ : 義務)
 + 負う |
 (SUB : 行為者) + (OBJ : 通知)
 + (REC : 行為者)
 + 与える |
 (SUB : 売主) + (OBJ : 物品)
 + 引渡す + 「なければならない」 |
 (SUB : 国) + (OBJ : 規定単位)
 + 廃棄する |
 (SUB : 行為者) + (OBJ : 措置)
 + 取る + 「なければならない」
<文パターン1.2>
 ::= (SUB : 行為者) + (OBJ : 権利)
 + (CON | TIM | RES)
 + 失う |
 (SUB : 行為者) + (OBJ : 自由) + (CON)
 + 有する |
 (SUB : 行為者) + (OBJ : 契約) + (CON)
 + 解除する + 「ことができる」 |
 (SUB : 行為者) + (OBJ : 義務)
 + (CON | ABO)
 + 負う |
 (SUB : 売主) + (OBJ : 契約規定対象)
 + (CON | TIM | LOC | REC)
 + 支払う + 「なければならない」 |
 (SUB : 行為者) + (OBJ : 救済)
 + (CON | TIM)
 + 求める + 「ことができる」 |
 (SUB : 国) + (OBJ : 旨) + (CON | TIM)
 + 宣言する + 「ことができる」 |
 (SUB : 売主) + (OBJ : 物品)
 + (CON | TIM)
 + 引渡す + 「なければならない」 |
 (SUB : 国) + (OBJ : 規定単位)
 + (CON | TIM)
 + 廃棄する |
 (SUB : 行為者) + (OBJ : 措置) + (CON)
 + 取る + 「なければならない」 |
 (SUB : 行為者) + (OBJ : 契約規定対象)
 + (CON | REC)
 + 請求する + 「ことができる」
<文パターン2.1>
 ::= (SUB : 契約規定対象) + (OBJ : 効力)
 + 生ずる |
 (SUB : 契約規定対象) + (OBJ : 効力)
 + 有する |
 (SUB : 契約規定対象)
 + 考慮される

<文パターン2. 2>

:: = (SUB : 契約規定対象) + (OBJ : 効力)
+ (CON | TIM | RES)
+ 生ずる |
(SUB : 規定単位) + (ABO | CON)
+ 適用する |
(SUB : 契約規定対象) + (OBJ : 効力)
+ (CON | TIM)
+ 有する |
(SUB : 危険) + (REC : 買主)
+ (CON) + (TIM)
+ 移転する |
(SUB : 契約規定対象) + (TIM)
+ 考慮される

<文パターン3. 2>

:: = 「ただし」 + (CON)
+ 限る

<文パターン3. 3>

:: = 「ただし」 + (CON)
+ 限りでない

<文パターン4. 1>

:: = (SUB : 裁断者) + (OBJ : 期間)
+ (REC : 行為者) + (CON)
+ 与える + 「てはならない」

<法律要件>

:: = (時間関係の制限) ,
(状況関係の制限) ,
契約事象 + 要件化

<法律効果 行為者>

:: = 契約事象
+ 義務の叙述 | 権利の叙述

<法律効果 契約規定対象>

:: = 契約事象
+ 効果の宣言

<法律効果 規定単位>

:: = 契約事象
+ 適用規定 — 適用除外

<法律効果 裁断者>

:: = 契約事象
+ 裁断の規定

<法律準用 補足> :: = 照応される条項 + 「は」

+ 適用規定

<法律準用 例外> :: = 照応される条項 + 「は」

+ 適用除外